

松商学園高等学校運動部活動ならびに文化部活動に係る活動方針

1. 基本方針

- (1) 建学の精神「自主独立」のもと部活動は、建学の精神を具現化する教育活動の柱の一つとして、学校全体として組織的、計画的に取り組む。
- (2) 教育方針に基づいて取組と実績、課題を点検し、活動内容や指導方法等の工夫改善を図り、学業との両立を目指す。
- (3) 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して、自己肯定感を高めたりする活動を行う。
- (4) 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 3 月スポーツ庁)及び「長野県高等学校の運動部活動方針」(平成 31 年 2 月長野県教育委員会)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 12 月文化庁)及び「長野県高等学校の文化部活動方針」(令和元年 12 月長野県教育委員会)に則り、多様な形で最適に実施し、定期的の実態の把握に努めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

2. 適切な運営体制のあり方

- (1) 部活動は、参加生徒の心身の発達段階や特性、経験や実績、到達目標等を十分に考慮のうえ、部活動顧問の適切な指導の下、生徒の自主性・主体性を尊重しながら計画的に実施する。
- (2) 生徒のバランスのとれた生活や心身の成長、安全の確保、生徒の進路実現に向けた学習目標の達成等ができるよう、全教職員の共通理解のもとで部活動の合理的かつ効率的・効果的な活動を推進する。
- (3) 生徒の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 部活動顧問の負担過重や長時間勤務の解消に向けて業務の適正化を図るとともに、部活動指導員、外部コーチ等のサポートも含めて学校全体の協力体制を整える。部活動にかかる費用の徴収や遠征・合宿等の実施にあたっては、保護者への説明を必ず行う など、部活動に係る保護者の負担にも十分配慮する。
- (5) 校内の各組織(保健室・スクールカウンセラー・パーソナルサポート委員会・いじめ防止対策委員会・寮運営委員会・スポーツセンター等)や、外部団体(高体連・高文連等)保護者会や OB 会等との連携を図り、安全で合理的かつ効率的な運営や活動を推進する。

3. 休養日及び活動時間

- (1) 各部活動においては、活動種目の特性、参加生徒の技量や到達目標、学習との両立状況、進路希望、健康状態、各種大会等の日程、活動場所(グラウンド、体育館や外部借用施設等)の利用条件や環境、交通手段等を考慮して休養日及び活動時間を、年間を通して適切に定め、計画的に活動する。
- (2) 学期中は、週当たり 1 日以上休養日を設けること、定期考査期間中は活動休止(休養日)とすることを原則とする。また、長期休業中には、ある程度長期の休養期間を設けて、多様な活動や学習経験ができるよう配慮する。
- (3) 活動時間については、平日 3 時間程度、休業日(長期休業中を含む)は 4 時間程度(大会や練習試合、合宿を除く)を原則とする。
- (4) 公式の大会や行事への参加に向けて、あるいは、全国トップレベルを目指すアスリート等の育成に向けて、上記の基準によらない特別な取組が必要な場合には十分な休養及び学習時間の確保に努め、生徒の過重な負担とならないよう配慮する。
- (5) 各部活動は、年間の活動計画及び月間の活動計画を作成し、計画的かつ効率的な運営に努める。活動計画は、活動状況や大会結果等も踏まえて、必要な見直しを行うことができる。